**令和４年度第２回大阪府環境影響評価審査会　会議録**

開催日　　令和４年10月31日（月曜日）

出席委員：赤尾委員、石田委員、勝見委員（会長）、嶋寺委員、島村委員、惣田委員、高田委員

　　　　　髙橋委員（会長代理）、中谷委員、中田委員、西野委員、花嶋委員、吉田委員、

鳥居専門委員

（午前12時46分　開会）

【事務局（金城課長補佐）】

　まだWEBに接続されていない先生がいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただ今から今年度２回目の、大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

　私は、大阪府環境管理室の金城でございます。

　初めに、事務局からの連絡事項を申し上げます。会議資料につきましては、事前にメールでお送りしたものをご覧くださるようお願いします。議事次第に資料のタイトルを一覧しておりますので、ご確認ください。

　次に、マイク、カメラは、普段はオフにしてくださいますようお願いいたします。ご発言の際は、挙手ボタンでお知らせください。会長、または事務局から指名や合図がありましたら、マイク、カメラをオンにしてご発言ください。ＷＥＢの不具合等のご連絡はチャット機能で事務局までお伝えください。

　次に、会議の公開についてですが、本日の審査会は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に基づき、公開で開催しております。傍聴につきましては、事務局がおります会議室に傍聴席を設けているほか、YouTubeによるライブ配信を音声についてのみ行っています。また、会議の成立についてですが、現時点で11名の委員のご出席をいただいており、審査会規則の開催要件である過半数の出席を満たしています。このほか、少し遅れてご参加いただける委員もいらっしゃると思います。

　それでは、開会に当たりまして、環境管理室長の小林からごあいさつを申し上げます。

【事務局（小林環境管理室長）】

　環境管理室長の小林でございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

　委員の皆さま方におかれましては、日頃から環境行政の推進にご協力を賜り、お礼を申し上げます。また、お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。本審議会は、委員の任期が２年となっており、９月に改選を行いました。15名の委員のうち、８名の方に再任をいただいております。引き続きよろしくお願いします。また、新たに７名の委員と、それに加え、専門的事項の調査審議を行うための専門委員にご就任をいただいております。就任いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

　本日の議題ですが、初めに委員の改選がありましたので、会長の選任を行っていただきます。その後、審議事項に入りますが、事業者から提出されました「（仮称）阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業に係る環境影響評価方法書」について、環境影響評価条例第８条の規定により意見照会をさせていただき、調査審議をお願いします。

　次に、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」について、前回諮問をしましたが、気候変動適応の導入に関するご審議をいただきます。限られた時間でございますが、よろしくご審議をお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

　どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（金城課長補佐）】

　事務局でございます。本日は、９月に行いました委員の改選後、初めての開催ですので、委員の皆さまのご紹介をしたいと存じます。

　参考資料６の委員名簿をご覧ください。初めに、このたび新たにご就任をいただきました８名の委員の皆さまをご紹介いたします。ご就任の先生方は、恐れ入りますが、カメラをオンにしていただき、お顔を映してくださいますようお願いします。

　それでは、五十音順でご紹介いたします。石田委員は、河川生態学がご専門です。島村委員は、法学がご専門です。惣田委員は、水環境工学がご専門です。中谷委員は、環境水理学がご専門です。中田委員は、大気環境学がご専門です。花嶋委員は、廃棄物処理をご専門とされています。吉田委員は、交通工学がご専門です。

　専門委員のご紹介をいたします。地盤工学がご専門の鳥居専門委員です。本日、諮問させていただきます土地造成の事業についてのご審議と、気候変動適応に関する技術指針の改定についてのご審議をいただくため、専門委員にご就任をいただきました。委員の皆さま、ありがとうございました。カメラをオフにお願いいたします。

　続きまして、以前に引き続き委員をお引き受けくださいました８名の皆さまをご紹介いたします。先生方、カメラをオンにお願いをいたします。相原委員は、文化財学がご専門です。本日は所用のためご欠席です。赤尾委員は、廃棄物処理をご専門とされています。勝見委員は、環境地盤工学がご専門です。嶋寺委員は、大気環境学がご専門です。高田委員は、鳥類をご専門とされています。髙橋委員は、音環境学がご専門です。西野委員は、植物分類学がご専門です。若本委員は、都市計画、建築計画をご専門とされています。本日はご所用のためご欠席です。

　委員の皆さま、ありがとうございました。カメラをオフにお願いいたします。

　それでは、議事に入ります。初めに、議題１の会長の選任についてです。審査会規則により、会長は委員の互選により定めるとされています。つきましては、委員の皆さま、どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

　高田先生、お願いいたします。

【高田委員】

　前期に引き続いて、勝見先生にお願いできればと思います。推薦させていただきます。

【事務局（金城課長補佐）】

　ただ今、高田委員から勝見委員をご推薦いただきました。いかがでしょうか。ほかにご推薦はないようですので、委員の皆さま、勝見委員に会長にご就任いただくということでよろしいですか。

　皆さまご異議ないようですので、勝見委員、お引き受けくださいますか。

【勝見会長】

　恐れ入ります。謹んでお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（金城課長補佐）】

　ありがとうございます。勝見会長、ご就任に当たり、お一言お願いいたします。

【勝見会長】

　高田先生、それから委員の皆さん、ご推薦をいただきありがとうございます。前期２年間会長を務めておりましたが、その間も委員の皆さま、それから事務局の皆さま、大変お世話になり進めることができました。今期につきましても、ぜひ皆さま方にご協力いただきたいと思います。

　どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（金城課長補佐）】

　ありがとうございました。

　それでは、以降の進行を会長にお願いいたします。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　それでは、早速進めさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、委員の皆さまにおかれましては、議事運営にご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

　審議会規則によりまして、会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するということになっていますので、私のほうから指名をしたいと思います。

　私といたしましては、前期に引き続いて髙橋委員にお願いしたいと思っておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

　髙橋先生、いかがでしょうか。

【髙橋会長代理】

　髙橋です。引き続き会長代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【勝見会長】

　ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　髙橋先生にごあいさつもいただいたということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。髙橋先生、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、議題１はこれで終了ということで、次に進めさせていただきたいと思います。

　議題２になります。「（仮称）阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業に係る環境影響評価方法書」についての審議に入らせていただきたいと思います。

　初めに、事務局から本案件の環境影響評価手続きに関する法令上の取り扱いについて、ご説明をお願いいたします。

【事務局（山中総括主査）】

　それでは、事務局より本案件の法令上の取り扱いについて説明させていただきます。

　参考資料１をご覧ください。少し画面で共有させていただきます。本案件は、大阪府環境影響評価条例施行規則別表第１に定めます、第16号の表、１の項の「都市計画法第29条第１項又は第２項の許可を受けて行う開発行為の事業（施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る）」、２の項「森林法第10条の２第１項の許可を受けて行う開発行為の事業（施行区域面積が50ヘクタール以上であるものに限る）」及び第18号の表、１の項「工事その他の土地の形状の変化に伴って生じる岩石、土及び砂利の処分の事業又は発生土による土地の造成の事業であって森林法第10条の２第１項の許可を受けて行うもの（施行区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る）」に該当するため、添付の資料１により、審査会に意見照会を行います。

　続きまして、環境アセスメントの流れですが、このフローの「環境影響評価方法書」から「事後調査の実施」まで、一連の流れで手続きを進めていきます。今回は、この一番上の「環境影響評価方法書」の、調査・予測・評価する環境項目や実施方法を、この審査会で検討いたしまして、審査会より意見を頂き、市長および府民の意見を勘案して、知事意見の申述を行うことになっております。

　以上、取り扱いの説明をさせていただきました。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　それでは、よろしいでしょうか。事業者から方法書の内容についてご説明をいただくということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

【事業者業務受託業者：（株）ＫＡＮＳＯテクノス】

　それでは、方法書について説明いたします、ＫＡＮＳＯテクノスの小西と申します。よろしくお願いいたします。

　まず、（仮称）阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業の事業地について説明いたします。皆さま、本事業の方法書、要約書をお持ちかと思いますが、いずれの図書におきましても、４ページ、図２－１、事業計画地の位置も併せてご覧いただければと思います。

　本計画の策定の経緯および目的ですが、本事業地は、平成初期に建設された関西国際空港本島の埋め立ての際、土砂を採取した跡地であります阪南スカイタウンに隣接しております。この地におきましては、平成６年、空港開港後に、計画地を含む約70.8ヘクタールにおきまして「阪南西部丘陵ニュータウン」として、戸建・集合住宅などの住居系を中心に、業務系施設、商業系施設、義務教育施設などを立地する市街地形成が計画されておりました。そして、当時の都市計画法に該当する開発行為として、平成11年に許可が下り、森林法に基づく森林開発許可も取得しておりましたが、その後、計画が凍結され、現在に至ります。

　そこで今回、関西国際空港から約30分程度に位置し、南大阪における物流拠点としてのポテンシャルが高いこと、今後想定される南海トラフ巨大地震発生時に津波の影響を受けにくい丘陵地であること、広域アクセシビリティーに優れた一般国道26号（第二阪和国道）の沿道にあることという立地条件と、地元阪南市において策定されている「阪南市総合計画」などにおいて、産業誘致するゾーンとして位置付けられていることなどを背景とし、事業者といたしましては、昨今増加している産業用地の需要への対応および地元阪南市の活性化等を勘案しながら、中長期的な視点により、総合的に事業検討した結果、土地を造成し、産業集積用地を創出する方針を決定いたしました。

　事業計画地は、市街化調整区域であり、用途地域の指定はなく、地域森林計画の対象となる民有林となっております。

　事業の実施に当たりましては、阪南市総合計画や、都市計画マスタープランなどの上位計画に基づき、市街化調整区域の地区計画（案）を作成し、阪南市に提案、阪南市が都市計画決定を行った後に、都市計画法の規定による開発許可制度ならびに森林法の規定による林地開発許可制度の適用を予定しております。

　続いて、本事業の土地利用計画についてですが、事業計画地の面積は59万平方メートルで、そのうち業務施設用地は20万7,300平方メートルを計画しております。切土量は約96万立方メートル、盛土量は約333万立方メートルで、搬入土量は約237万立方メートルを想定しております。

　こちらが土地利用計画図になります。事業計画地内には、幅員12メートルの幹線道路を配置いたします。

　緑化計画ですが、大阪府自然環境保全条例や、阪南市環境保全条例等を遵守した計画とし、将来的に市へ移管する予定の、道路に付帯する公共緑地、隣接する阪南スカイタウンとの境界部を埋め立て後に緑地とする回復緑地などを含め、造成緑地、法面緑地等と一体となして、30メートル幅を確保し、植栽する建物敷地内の一部であるグリーンベルトとともに、開発区域外周、ほぼ全周におきまして、バッファゾーンとして、おおむね30メートル以上の自然緑地等を確保する計画としております。

　事業計画地は、図に示しておりますとおり、大半が茶屋川流域となっております。西寄りの一部は田山川流域となっております。なお、茶屋川流域につきましては、下流の東新池を経て茶屋川に流入し、最終的に大阪湾に放流されております。

　事業計画地内におきましては、下流側への負荷を低減するために、図に示しておりますとおり、茶屋川流域に対して３カ所の沈砂池および１号調整池を設置し、田山川流域に対しましては２号調整池を整備し、流出量抑制等による防災対策に努めることとしております。

　また、事業計画地に設置する雨水管や水路は、おおむね開発道路沿いに設置し、調整池や沈砂池を経由し、計画地外へ放流する計画です。なお、これらは雨水経路であり、事業計画地から排出される汚水につきましては汚水管を施設し、南大阪湾岸南部流域関連公共下水道に接続し、最終的に泉南市にある南部水みらいセンターにて処理される計画となっております。

　事業計画地における施設関連車両の主要な通行ルートはこちらになります。施設関係車両の交通計画については、広域アクセスとして一般国道26号の利用を想定しており、箱の浦ランプから接続する道路からの事業計画地への進入を計画しております。なお、施設関係車両につきましては、誘致企業に出入りする大型車両等が多く含まれるものと想定されますが、造成完了後の施設計画検討に当たって、誘致企業に対し公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設共用時に発生する自動車交通量の抑制に努めるとともに、関連車両が極力箱の浦ランプを使用することを盛り込んだ協定書の締結を検討しております。

　続きまして、工事内容についてご説明いたします。工事期間は、工事着手後およそ10年を予定しております。工事は大きく、初期工事を１年、中期工事を1.5年、後期工事を7.5年と分けております。初期工事は阪南スカイタウン寄りの東側、中期工事は箱の浦ランプ付近の西側、後期工事は全体を対象として実施いたします。

　次に、施工計画です。事業計画地内における最高盛土高は、約50メートルを計画しており、本工事の切土および盛土の設計および施工管理に当たりましては「宅地防災マニュアル」ならびに「大阪府森林法　技術基準」に基づき、計画検討を行います。

　また、フトン篭、暗渠（あんきょ）工を地下水排除工として盛土内に設置することにより、地下水の上昇を防ぎ、盛土の安定を図ります。

　盛土施工中の造成面のり肩には、造成面から法面への地表水の流下を防ぐために防災小堤を設置し、盛土時にはおおむね30センチ以下の厚さの層に分けて土を盛るとともに、土を盛るごとにローラーなどの建設機械を用いて締固めを行います。

　また、施工中には層別沈下計を用いた動態観測により、盛土部の管理を行います。

　先ほど、工事行程にて説明いたしました初期工事の内容が、こちらになります。阪南スカイタウンに近い区域において、１号調整池の設置など、防災工事を主に行います。初期工事におきましては、搬入土は発生しません。

　中期工事も、２号調整池や沈砂池の設置および箱の浦ランプからの進入路の設置などを中心に行います。中期工事におきましても、搬入土は発生いたしません。

　後期工事においては、地下防災工事、土砂搬入による造成工事、道路工などを行います。また、先ほど施工計画におきまして、地下の排水溝につきましては、フトン篭暗渠工を地下水排除工として盛土内に設置することにより地下水の上昇を防ぎ、盛土の安定を図ることとご説明いたしましたが、こちらの地下排水工の図に示しますとおり、要所にはフトン篭を設置し、暗渠工は盛土内最低部や遊水地点に集中して配置し、枝管・礫暗渠は２次沢部等に配置する計画としております。

　こちらは、工事初期の施工断面図になります。初期には、フトン篭堰堤や暗渠排水管、仮設沈砂池の設置、調整池の設置などを行います。

　中期、後期の施工断面図がこちらになります。工事の進行に併せて、仮設沈砂池や仮設水路などを都度設置いたします。現況地盤からの最高盛土高は約50メートルと、先ほど申し上げましたが、こちらの一番下の完成時の図面ですと、最高盛土高はおよそ46.5メートル。

　それから、盛土のり高は２カ所あり、下から約21メートル上がったところに道路を設置し、そこからさらに22メートル上がるという計画としております。

　こちらは、法面の施工図になります。切土法面の勾配は35度以下といたします。盛土法面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下としております。また、この盛土法面の安定性につきましては、円弧滑り面法等により検討を重ねてまいります。盛土法面の形状は、のり高５メートルごとに幅１～２メートルの小段を設けます。盛土部は、地山と盛土が確実にかみ合わさるように、地山斜面には段切りを行うとともに、小段ごとに板状の排水材を設置することにより余剰水を排水し、安定した盛土を造成いたします。

　搬入土の管理につきましては、物理的性状として「発生土利用基準」に基づく第１種から第４種建設発生土に該当する土を受け入れるとともに、土壌汚染が懸念されるような場合につきましては土対法に基づく調査方法による化学的性状に関する分析結果表（計量証明書）等の提出を求めてまいります。それらをあらかじめチェックすることにより、汚染土壌の搬入を防止いたします。分析結果表の提出の必要のない工事につきましても、工事を行う土地について、汚染の恐れがないことが確認できる土地の利用状況等の調査結果報告書の提出を求めてまいります。

　また、土砂搬入時には、受入基準を遵守しているかどうかを確認するために、検収員が計量時の目視検査や、ダンピングの目視検査を実施するとともに、定期的に排水の水質調査を行うことにより、搬入土の品質管理を行ってまいります。

　造成工事に伴う工種別の工事関係車両の稼働台数は、表のとおり想定しております。主要な工事関係車両としましては、主に調整池工、切盛土工のダンプトラックおよび後期の土砂搬入工のダンプトラックが想定され、工事関係車両台数が最も多くなるのは、後期の土砂搬入工の日当たり300台となっております。なお、工事関係車両の稼働台数は、今後の工事基本設計において詳細な検討を行い、影響予測に反映する計画としております。

　これらの工事車両の通行ルートは、工事初期は箱作ランプを利用し、桃の木台内の市道を経て事業計画地に入るルート、工事中期、後期は、箱の浦ランプから事業計画地に入るルートを計画しております。

　簡単ですが、以上で事業計画についての説明とさせていただきます。

　続きまして、環境影響評価についてご説明します。評価対象とする環境影響要因としましては、「施設等の存在」として造成地の存在、「施設の供用」として上物施設の供用、上物施設関係車両の走行、「工事の実施」として建設機械の稼働、工事関係車両の走行および土地の改変としております。

　なお、本事業は、産業集積用地の土地造成事業であり、施設整備の事業主体や誘致企業の業種、整備施設は現時点において未定となっておりますので、施設の供用による影響につきましては、既存の知見などを参考に実施することとしております。

　環境影響評価の選定結果としましては、「大気質」「騒音」「振動」「低周波音」につきましては施設の供用、工事の実施の影響を項目として選定しております。「水質」「地下水」につきましては施設等の存在、工事の実施についての項目として選定しております。「土壌汚染」は工事の実施。「地象」「水象」「陸域生態系」につきましては施設等の存在、工事の実施。「海域生態系」「景観」につきましては、施設等の存在。「人と自然との触れ合いの活動の場」につきましては、施設等の存在、施設の供用、工事の実施についての項目として選定しております。

　また、「文化財」につきましては、工事の実施。「廃棄物」につきましては、施設の供用、工事の実施。「地球環境」につきましては、施設の供用、工事の実施についての項目として選定しております。

　次に、項目に選定しない理由、項目につきましてですが、「大気」につきましては、本事業において想定されない物質や、予測手法が確立されていない物質などを項目から除くこととしております。「地下水」の「水質」につきましては、有害物質を排出する行為はないこと、「悪臭」につきましては、悪臭を発生させる施設を想定していないことから、項目から省いております。「地盤沈下」につきましては、地下水の採取など、地盤沈下を引き起こす行為が想定されないこと、「日照阻害」「電波障害」につきましては、影響を及ぼす高層の構造物は想定されないことから、項目から省いております。「気象」につきましては、周辺の気象状況に、また、「湖沼・海域の水象」につきましても、影響を及ぼす行為が想定されないことから、項目から除いております。「景観」と「文化財」につきましては、それぞれ小項目が事業計画地に分布していないことから、項目としては選定しておりません。「廃棄物の発生土」につきましては残土が発生しないことから、項目から省いております。「地球環境」のうち「オゾン」につきましては、オゾン層破壊物質の使用等がないことから、項目から省いております。

　続きまして、環境影響評価の方法についてご説明します。大気質の現況調査は、既存資料調査により行います。予測につきましては、施設の供用について、上物施設を想定し、同規模の事例を基に、施設の供用、車両の走行に伴う排出ガスについて、それぞれ排出ガスの影響予測など、一般的に用いられる手法を用いて、事業計画地周辺で予測を行います。工事の実施につきましては、一般的に用いられる方法を用いまして、事業計画地周辺で予測を行ってまいります。評価につきましては、こちらには載せておりませんが、方法書の219ページに載せておりますので、またご覧ください。

　「大気」の評価につきましては、環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていることが１つ目。２つ目としまして、環境基準ならびに環境基本計画および大阪府環境総合計画など、国、または大阪府が定める環境に関する計画、または方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。３つ目としまして、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適用するものであること。この３つが評価の指針となっております。ほかの項目につきましても同様に、評価の指針はこれら３つのうち、２番目、３番目の法や条例は異なる場合はございますが、この３点、もしくは２点が評価の指針となっております。

　続きまして、「水質」につきましては、現況調査として既存資料調査および現地調査を行います。現地調査は、河川水質・流量などを降雨時に、健康項目の調査を年２回、また、土壌沈降特性についての土壌サンプルの採取などを行います。こちらが水質についての現地調査を実施する４地点となります。水質の予測につきましては、施設等の存在について、造成地の存在による水質の変化について、事業計画に基づき定性予測を行います。工事の実施につきましては、浮遊物質量や健康項目について予測を行ってまいります。

　「地下水」につきましては、現況調査として既存資料調査を実施いたします。予測につきましては、施設等の存在、工事の実施について、類似事例や事業計画に基づき定性予測を行います。

　「騒音、振動、低周波音」につきましては、現況調査として、既存資料調査と現地調査を行います。現地調査は、環境騒音５地点。環境振動、低周波音１地点。道路交通騒音、振動と、その交通量につきまして３地点で、平日、休日、おのおの１日24時間調査を行います。

　騒音、振動、低周波音の調査地点は、こちらの図に示すとおりとなっております。予測につきましては、施設の供用について上物施設を想定し、同規模の事例を基に、施設共用における騒音、振動、低周波音について、また、車両の走行に伴う騒音、振動について、一般的に使われる計算式を用いて予測をいたします。工事につきましては、建設機械の稼働、工事車両の走行による騒音、振動についての予測を行います。

　「土壌汚染」につきましては、土地の利用履歴など調査を行い、現況調査の結果および環境保全措置の内容から、工事の実施による影響について定性予測を行います。

　「地象」につきましては、地形、地質、土質の状況について、資料の収集整理および過去に実施したボーリング調査の結果の整理などの調査を行い、造成地の存在による土地の安定性や、土地の改変による土地の安定性について、円弧滑り面法などによる定量予測を行います。なお、予測対象時期は、存在時、工事中ともに常時と地震時においての予測を行っていくこととしております。こちらは薄くて申し訳ないのですが、過去に実施したボーリング調査の地点となります。こちらのピンクの丸印がボーリング調査地点となりまして、33地点ございます。こちらを用いて調査を行っていくこととなります。

　「水象」につきましては、流量、河川形態の状況などについて資料調査を行うとともに、計画地下流河川および水路において、降雨時・平水時における流量測定を行います。そして、造成地の存在時、工事の実施時における河川水量や水変化について、流量計算による定量予測を実施します。測定地点はこちらの４地点となっております。

　「陸域生態系」の現況調査は、植物相、植生、哺乳類、鳥類、猛禽類、爬虫（はちゅう）類、両生類、昆虫類、陸産貝類、淡水生物を対象に、四季を通してそれぞれの適期に調査を行います。また、猛禽類につきましては、２繁殖期を対象に調査を行うこととしております。調査範囲はこちらの図のとおりで、事業計画地の外側の鎖線が陸生植物・陸生動物の調査範囲。その外側の一点鎖線は猛禽類の調査範囲となっております。また、淡水生物の調査は、図の青で示しております池、それから谷筋で行う計画としております。陸域生態系の予測は、施設等の存在、工事の実施について、植物相、動物相および生態系の変化の程度について定性予測を行います。

　「海域生態系」の現況調査は、水質や海域生物の状況について文献調査を行うとともに、海域へ流入する栄養塩などを対象とした河川水質の調査を行います。予測は、造成地の存在による水質の変化について、海域への栄養塩の変化の程度について定性予測を行います。栄養塩などの水質調査は、図の３地点で行う計画としております。

　「人と自然との触れ合いの活動の場」につきましては、その分布状況や利用状況について調査を行い、造成地の存在や施設関係車両、工事関係車両の走行に伴う利用環境の変化について定性予測を行います。

　「景観」につきましては、事業計画地周辺５地点と周辺の幹線道路、海岸線などから写真撮影を行い、フォトモンタージュを作成し、予測を行います。写真撮影地点は、この図に示す５地点。それと、先ほど申し上げました、周辺の幹線道路、海岸線などを選定する計画としております。

　「文化財」につきましては、埋蔵文化財の包蔵地について資料調査を行い、土地の改変による改変の程度について予測を行います。

　「廃棄物」につきましては、施設共用時および工事中に発生する廃棄物量、種類、リサイクル量などについて予測を行います。

　「地球環境」につきましては、施設の利用時および工事中に発生する温室効果ガスの排出量について予測を行っていく計画としております。

　以上、簡単ではありますが、方法書の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【勝見会長】

　ありがとうございました。

　それでは、ただ今のご説明につきましてご質問がある委員の方は、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。質疑に入りたいと思います。

　髙橋委員、お願いいたします。

【髙橋会長代理】

　これは何年か前に計画されたものがいったん凍結されて、再度復活という形ですが、非常に大きな計画かと存じます。それがなぜ復活したのか、何か具体的なきっかけがあったかと思いますが、それを聞かせていただけたらと思います。

【事業者業務受託業者：（株）紀泉ふるさと創研】

　恐れ入ります。この事業主、ＳＫハウジングの開発アドバイザーを務めております、紀泉ふるさと創研の藤基と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

　以前、平成11年当時に開発許可を受けていた、住宅を中心とした開発計画でございますが、長期にわたって住宅需要の低迷があったことから凍結されていたということでございます。現在、主に物流倉庫とか工場とか、そういったところの企業から丘陵部における土地がないかという需要が非常に高まっておりまして、このたび阪南市でも企業を誘致していくという総合計画上の位置付けがされたため、内容として同じ方向を向くということがあり、産業集積用地として造成計画を立てた次第でございます。

【髙橋会長代理】

　ということは、最初は隣にある住居地域の、続きでされる予定だったものが、もうこれ以上住宅の需要がないだろうということで凍結されたという理解でよろしいですか。

【事業者業務受託業者：（株）紀泉ふるさと創研】

　それで結構かと存じます。

【髙橋会長代理】

　その後、産業用の倉庫とか、需要があったというか、様々な問い合わせがあったということですね。

【事業者業務受託業者：（株）紀泉ふるさと創研】

　そうです。

【髙橋会長代理】

　分かりました。ありがとうございます。

　とりあえず、以上です。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　ほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。

　赤尾委員、お願いいたします。

【赤尾委員】

　赤尾です。細かいことですが、教えてください。

　今回、切土した土壌は全部盛土に使われる計画かと思いますが、切土した土壌は品質的に、この盛土に使っていいものに相当するのかが１点目。

　「切土した土壌は全量使う」という前提で方法書を書かれているのですが、場所によっては「全量を使うよう努力する」という書かれ方、例えば、要約書の44ページの下から６行目のところは「可能な限り場内で使用するよう努める」という書かれ方になっており、このあたりは「全量を使う」と書いたり、「全量を使うよう努力する」と書いたり、文言が分かれているのではないかというところが２点目になります。

　以上になります。

【勝見会長】

　事業者さん、お願いできますでしょうか。

【事業者業務受託業者：（有）ファイブテック】

　造成計画の設計を担当しております、ファイブテックの平井といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

　地区内で発生します切土量につきましては、全て地区内の盛土材として利用を行います。ですから、地区外へ搬出することはございません。工事の初期段階では当然、洪水調整池を造るわけですけれども、それは切土部分でございますので、その切った土を横の谷に埋めて、ある程度造成をしていくと。ですから、区域外に搬出はしません。

　その１号調整池ができますと、今度、地区内に工事用の道路を造るために切土が出てきます。それにつきましては、箱の浦ランプのほうから進入路を今度、中期工事で造る必要性がございますので、その切った土は、その横の区域の中の谷に埋めるということで、初期段階、中期段階全て、切った土は区域の中で造成の形で利用するということになっております。

　その工事が終わりますと、調整池関係が出来上がりますので、防災上は問題なく行えます。その後に区域外から建設発生土を搬入する計画です。

【事業者業務受託業者：（株）ＫＡＮＳＯテクノス】

　ＫＡＮＳＯテクノスの田中と申します。よろしくお願いします。

　ご質問のあった廃棄物発生土対策のところに「可能な限り場内で使用する」と書いております。今、説明しましたように、基本的には全て場内で使用いたします。ただ、万一、例えば性状等で排出するということがある場合は一部出すかもしれませんが、基本的に場内で使用するということで、若干表現として適切ではなかったかもしれませんが、すみません、こちらの文言の調整ミスということでご容赦いただければと思います。

　よろしくお願いします。

【勝見会長】

　赤尾委員、よろしかったでしょうか。

【赤尾委員】

　最初に質問した、切土した土壌は品質的に盛土に使えるのかという点についてですが、方法書の22ページに、腐植土、その他のものは盛土には使わないと書かれているのですが、切り出した土は恐らく腐植土ですよね。その辺は問題ないということでよろしいでしょうか。

【事業者業務受託業者：（有）ファイブテック】

　平成11年に許可を頂いた時に、ボーリング調査ならびにサウンディング等で、概略区域の中の土質についてはある程度把握しております。表土は当然、強度的には非常に弱いものが多いと、軟弱層もあると把握しておりますので、地盤改良を行う等で対応したいです。切土する土につきましては、盛土材の試験を一応しておりまして、風化岩と軟岩ということが、ボーリング調査等から大体分かっておりますので、それについて一応、盛土材の試験をしております。それにつきまして、大体土質面からいくと、礫質土に対応するということでして、風化岩につきましては、大体30度～35度ぐらいの内部摩擦角が一応出ています。軟岩につきましては36度ぐらいの度数が出ているということで、概略は一応把握しております。

　大体そういうことでございます。

【勝見会長】

　赤尾委員、よろしかったでしょうか。

【赤尾委員】

　土質的なことは私も分からないため、ご説明が正しいという形で理解させていただきたいと思います。

　切土したものが排出されるかもしれないということであれば、その、かもしれないというスタンスで影響予測評価されるほうがよいのではないかと思った次第です。

　以上です。ありがとうございました。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　そのほか委員の皆さん、いかがでしょうか。

　私からよろしいですか。今、赤尾委員から切土の品質の話がございましたけれども、同様のことは、発生土の品質のほうにも言えるかと思います。今回、大量の発生土を受け入れるということですので、その量の見込みといいますか、どのような相手からもらうというご計画なのかということと、それから、ご説明もありましたように、第１種から第４種まで受け入れるのだということで、発生土を世の中に増やさないという意味では大変結構なことかと思うのですが、これだけの高さのある盛土をするということでは、やはり安全性も問題になるということで、一定の品質の土質を確保すべきじゃないかという意見もあるかと思いますが、そのあたりをどうされるのか、土質改良で対応するのか、あるいは使えないものは、先ほど切土の場合もございましたが、やむを得ず搬出するのか、それも搬出するとなると、いったん受け入れたものを、どこか区画を決めて、これだけ分はしますよということになるのか、そのあたりのハンドリングのことを現時点でどれぐらい考えていらっしゃるかをお聞かせいただけますでしょうか。

【事業者業務受託業者：（株）紀泉ふるさと創研】

　現時点での考え方について述べさせていただきます。

　建設発生土として持ってくる発生元につきましては、現段階で固定されているわけではございません。一般的な建設工事において発生してくる残土について、こちらへ搬入するということを考えています。現地における品質管理的な受け入れの時の基準等ですが、そういったものもきっちり把握している中で、実際に現地の検収員がそれを満たしているか、あるいは書類的に整っているかということを見極めまして、現地へ搬入します。万が一、そういった中で問題が起こるようなことがございましたら、先ほど委員がご指摘になられたように、エリア内でいったん保留地のようなところにためて、またそれを搬出する、あるいは、使えるものであれば改良して盛土するというような形があるかと思います。そういったコントロールをしていく上におきましても、定期的な品質検査を行うための、第三者的なそういう定期的な検査項目を定めて検査していくというようなことについて、現在、学識経験者等も含めた第三者の組織にそういったことを依頼できないかということを検討中でございます。

　よろしくお願いいたします。

【勝見会長】

　土の管理について学識経験者を入れて、何かご指導いただくということを既にしているということですか。それとも、計画されているということですか。

【事業者業務受託業者：（株）紀泉ふるさと創研】

　定期的にそういったチェックをかけて、もし問題点がありましたらご指摘いただくという内容を現在、していただけるところも含めて検討させていただいているという状況でございます。

【勝見会長】

　検討していくということですね。

【事業者業務受託業者：（株）紀泉ふるさと創研】

　検討してまいります。

【勝見会長】

　承知いたしました。

　様々な土が入ってきます。今のお話ですと、複数の現場から同時に入ってきますが、１日約300台の車両が入ってくることもあります。そのあたりのハンドリングもまた、そういった技術的な検討をしていくということでよろしいでしょうか。

【事業者業務受託業者：（株）紀泉ふるさと創研】

　ご指摘のとおりでございます。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　手が挙がっています、高田委員、石田委員、中谷委員の順にお願いしたいと思います。まず、高田委員、お願いいたします。

【高田委員】

　茶屋川の流域には、府のレッドリストで絶滅危惧２類に指定されているクロヨシノボリの生息が確認されています。この水系については大きな改変をしないとのことでしたが、流入河川の沢沿いは貴重な生物が多く生息しています。現時点ではヒアリングを予定していないと思われますが、事業計画地付近を含む地域で調査を行っているきしわだ自然資料館及び貝塚自然遊学館等にぜひヒアリングに行っていただき、評価の参考資料にしていただければと思います。

【勝見会長】

　ありがとうございます。３人の委員の先生方から一通りご意見を頂いてから、まとめてお答えいただくということでよろしいでしょうか。

　石田委員、お願いできますでしょうか。

【石田委員】

　石田です。今期から新委員になりました。よろしくお願いいたします。

　私からは３点質問がありますが、１点目は、先ほどの高田委員と少し関連するところかと思いますが、事業計画地の中の河川、水路というところで、フトン篭堰堤を工法とするところが幾つかあるかと思いますが、これは、この計画地の中の河川、水路にかぶっているのではないかと思います。フトン篭堰堤を設置することで、河川、水路の落差ができて分断されるのではないかと思うのですが、そういう視点での水生生物、生態系の今後の調査などの予定は、この計画書を見る分には、そういった視点での調査はされる予定はないのかと思うのですが、そういう視点を入れて調査していただきたいということが１点目です。

　２点目は、水質の調査に関しまして、この計画地のすぐ外側のところで調査予定のようですが、そこで濁度と浮遊物質の調査をされるとは書いているのですが、それ以外の項目について、水質の調査をする必要はないのか、私自身はあるのではないかと思うのですが、ほかの項目についてされる予定がないのはなぜなのかということが２点目です。

　雨水管とか排水路とかを計画されるようですが、今後、雨の降り方が大きく変化し、地球温暖化も含めて雨の降り方がかなり変わってきて、この地域の水循環も変化する可能性があると思われるのですが、そういったことを想定して排水の計画をされているのかということが３点目です。

　以上です。お願いします。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　引き続いて、中谷委員からもお願いいたします。

【中谷委員】

　32ページの現況調査「水質」について、府の環境白書等について既存資料調査を実施するとのことですが、事業計画地付近の地点にデータ存在するのでしょうか。また、先ほどの質問にもありましたが、河川水質の項目以外として。栄養塩類等は必要ないのでしょうか。

　続いて、49ページの現況調査「海域生態系」についても河川と同じく、既存資料調査を実施するとのことですが、既存資料に適切な地点のデータは存在するのでしょうか。海域のデータがないのであれば現地調査を実施するべきではないでしょうか。

　以上です。

【勝見会長】

　ありがとうございます。続けてご質問いただきましたが、よろしかったでしょうか。事業者さん、よろしくお願いいたします。

【事業者業務受託業者：（株）ＫＡＮＳＯテクノス】

　ＫＡＮＳＯテクノスの小西です。

　最初にいただきましたクロヨシノボリの生息の情報があるということで、岸和田と貝塚の自然史博物館とご意見いただきましたので。現時点ではまだヒアリングしておりませんが、今後ぜひともお話を聞かせていただいて、調査の参考にさせていただきたいと考えております。

　水質の調査についてですが、一応、健康項目についても調査を行うこととしております。方法書の203ページに現況調査の手法とあるのですが、健康項目についても調査をすることとしております。

　続けて水質系の話で、調査の話でご説明してしまいますが、栄養塩等につきましては「海域生態系」のところで、水質の調査をすることとしております。栄養塩について水質の調査を行って、それを海域生態系の予測評価に用いていこうということで、今、検討しております。

　こちらのほうは207ページです。簡単にりんの含有量と、それから窒素、りんの含有量と書いておりますが、こちらで実施していこうと考えております。

　河川水質と、それから海域水質のデータの在りようですが、方法書の、今簡単に環境白書等と書いていますが、方法書の136ページから後ろで、今現在把握している、周辺で公に出されている水質についてのデータを載せております。茶屋川も田山川もあります。ただ、その事業計画地直下のところはありませんので、こちらにつきましては現地調査のほうで把握していくと考えております。

　海域につきましても、現状の海域の調査地点につきましては、方法書の151ページと152ページに入っておりますが、こちらのほうで水質の調査結果をされている例がございます。

　海域の水質の現況調査につきましては、今現状ではこちらの文献調査、それから資料調査の結果を使おうと思っておりますが、今後検討させていただいて、必要に応じて実施させていただくこととしたいと思っております。

【事業者業務受託業者：（有）ファイブテック】

　ファイブテックの平井でございます。

　最初の質問ですが、フトン篭堰堤は当然、将来的には産業用地の敷地をつくるわけですので、谷は当然、全部埋めてしまう形になります。開発区域の中の谷は全部埋めてしまう計画です。谷の中には一応、防災上の観点から、先ほど言われていたフトン篭堰堤という、盛土の中で地下水位を上げないため低下させる主旨がありますので、それとなおかつ、盛土帯の安定性を高めることと、滑り止めを兼ねるということで、フトン篭堰堤を、谷を埋めて何カ所か設置する計画にしております。それに取って代わりますのは、造成後に新たに排水計画を考えておりまして、それの排水設計基準は、現在変わっている法令につきましては、都市計画法と森林法とがございます。その各法律に基づく排水基準というのが指導としてございます。当方で考えておりますのは、都市計画法の降雨強度が90ミリで計算します。１時間降雨強度が90ミリという値が与えられております。森林法上は95ミリということで、５ミリほど大きな数字になっておりまして、計画においては当然、大きなほうで計画をすると考えております。現段階では降雨強度は95ミリで一応計算し、それに基づく雨水排水の断面決定を行う計画にしております。

　以上でございます。

【事業者業務受託業者：（株）ＫＡＮＳＯテクノス】

　ＫＡＮＳＯテクノスの田中です。

　説明が漏れましたが、動植物調査は先ほど説明させていただいたように、計画地およびその周辺で行いまして、河川の生物につきましても、計画地内の河川含めて調査を行います。当然、聞き取りもさせていただこうと思っております。ただ、予測としてどうしていくかというところに関しては、今説明がありましたように、計画地は今回、ほぼ盛土で埋めていくということになるので、現地の調査結果を踏まえて、どういった生物が存在するかを含めて調査した上で、どういった保全対策ができるのか検討したいと考えております。

　水質につきましても、濁度ＳＳについて調査するという形になっていますが、ほかの項目はどうかと。海域生態系等のために一部、栄養塩の調査等を行うという計画にしておりますが、今回の水に与える影響は、基本的には土地造成に伴う濁水の影響がメインであると考えておりまして、その他、ここからいわゆる生活環境に伴うような排水が出るというのは、供用後については下水道で流すことになるので、今回の水に関するメインの影響は、土砂による濁水の影響と考えていますので、調査項目として濁度、ＳＳという形で設定させていただいているということです。

　よろしくお願いします。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　委員の皆さん、高田先生、石田先生、中谷先生、今の事業者さんのご回答について、もしご指摘があればお願いいたします。

　中谷先生、どうぞ。

【中谷委員】

　海域生態系について、濁水の影響がメインであるとのことでしたが、例えばりんは土粒子に吸着し、濁度が高い時に大量に出るため、濁水の調査だけでは十分ではないと思います。

　また、先ほど方法書の151ページで海域の水質の調査地点を見せていただきましたが、海域の調査地点は沿岸域からかなり離れたところにしかありませんし、尾崎港は事業計画地下流の沿岸から北側に５キロ以上離れているため、これらのデータでは事業による海域への影響は何も確認できないと思います。海域についてもぜひ現地調査の実施をご検討いただければと思います。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　高田先生、石田先生、よろしいでしょうか。ほかの先生方、よろしいでしょうか。

　島村先生、時間のこともございますので、手短にお願いできますか。

【島村委員】

　工事車両の搬入路、搬出路について、１点だけご質問させてください。台数が少ない前期、中期は住宅地に近いほうですけれども、日に300台通る後期の工程では、東側の住宅地ではなくて西側から搬入するということですが、後期は東側の市街地の方は通らないで大丈夫ということですか。かなり影響が多いと思ってお伺いする次第です。

　以上です。

【勝見会長】

　よろしくお願いいたします。

【事業者業務受託業者：（株）紀泉ふるさと創研】

　ふるさと創研の藤基でございます。

　１点目、前期工事の１年間だけ、いわゆる箱作ランプからスカイタウンの中の道路を使います。中期と後期は全て箱の浦ランプから地区内に入る。全て工事が終わってからの供用開始時においても、協定上、箱の浦ランプから出入りを、大型車はしていただくことを考えています。

【事業者：ＫＡＮＳＯテクノス】

　ＫＡＮＳＯ田中です。補足させていただきます。

　西側の進入路は現状、事業地内に入れるような道路がありません。最初の工事で、その西側からの進入路を造ります。その進入路ができた以降は西側から入れるということになりますので、東側からは入る必要がなくなってくるということでございます。

　以上です。

【勝見会長】

　ありがとうございました。

　ほかもご質問あるかもしれませんが、時間のこともございますので、それ以外の質問については改めて事務局を通して確認をするということにしたいと思います。ここまでとさせていただきたいと思います。

　事業者の皆さま、ご説明いただきまして、どうもありがとうございました。ご退室のほうをよろしくお願いいたします。

（事業者、退出）

【勝見会長】

　しばらくお待ちいただいてよろしいですか。

　事務局のほうから、今後の手続き等についてご説明をお願いしたいと思います。

【事務局（山中総括主査）】

　それでは、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

　資料３をご覧ください。方法書に関する手続きの流れと、本審査会のスケジュール（案）を記しております。まず、方法書の手続きの流れですが、方法書は10月17日まで縦覧し、住民意見は本日まで受け付けております。その後、事業者から意見の概要と、それに対する見解が提出されます。調査対象市への意見照会は９月16日に行っており、12月26日までに回答を受けます。

　次に、本審査会のスケジュール（案）ですが、知事意見は条例の規定により、住民意見に対する事業者見解の提出を受けた日から90日以内に書面により述べることとなっていますので、２月ごろが期限になるかと思います。審査会の皆さまには、まず11月に現地調査会を開催させていただき、12月～１月にかけて、各分野の専門調査部会で集中的にご審議いただきたいと考えています。その後、１月下旬、または２月に審査会を開催し、検討結果の取りまとめをお願いしたいと考えております。

　専門調査部会につきまして、環境影響評価審査会運営要綱について、分野別に５つの部会を設置しており、その委員は会長が案件ごとに示すこととなっております。事務局といたしましては、すべての分野に関係いたしますので、５つの部会全てを開催してご審議をお願いしたいと考えております。また、現地調査会および専門調査部会は、従来どおり公開せず開催することが適当と考えます。

　続きまして、審査会運営要綱の改正について説明させていただきます。資料５をご覧ください。ちょっと小さくて見にくいのですが、表の右側に改正前、左側に改正後がありまして、右側の改正前では、４番目の「自然環境専門調査部会」の担当する環境項目に「地象」が入っておりますが、これを左側のように、２番の「水質・廃棄物専門調査部会」の担当項目に変更させていただきたいと考えております。

　理由としましては、これまで地象は自然環境の保全上配慮する必要がある地形、地質等に主眼を置いていたため、自然環境専門部会の担当する項目になってきましたが、土地の安定性について効率的にご審議いただくために、土地の安定性に密接に関連する地下水や水質を担当する「水質・廃棄物専門調査部会」に移管するためでございます。

　運営要綱につきましては、審査会規則において会長が定めることとなっておりますので、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　ただ今、事務局から今後の手続き等についてご説明がございました。こちら、大筋をお認めいただきますと、部会をつくって委員の先生方、いずれかの部会に入っていただいてご検討をいただくということになろうかと思いますが、これを確認いただかないといけないということですが、まず、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

　私といたしましては、今回の審査案件については、全ての部会を置くということ、事務局の提案どおりですが、そうさせていただいてはどうかということと、現地調査会、それから各専門調査部会を非公開で開催するということ、そういう方針でいかせていただいてはどうかということでございます。

　また、先ほど事務局から資料を使ってご説明ございましたが、運営要綱を改正して「地象」については「水質・廃棄物専門調査部会」の担当項目に変更するということ、いずれについても事務局の提案どおりにしていただいてはどうかと思っておりますが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。もしご意見、ご質問等があれば、手を挙げるボタンでご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

　ご発言がないということは、今の事務局提案をお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

　お認めいただいたということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

　どの委員の方にどの部会に入っていただくかことにつきましては、手続き上、会長である私から該当する委員の方に指名をさせていただき、事務局を通じて皆さまにお知らせするということでお願いしたいと思います。また、今後の開催日程等につきましても、事務局を通じて私からのご案内という形になります。委員の皆さまにおかれましては大変にお忙しい中ではございますが、大事な案件ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

　以上で議題の２は終了となりますが、よろしいでしょうか。

　議題の３に移りたいと思います。

　議題の３は「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（筒井副主査）】

　環境保全課の筒井と申します。よろしくお願いいたします。

　それでは、環境影響評価制度への気候変動適応等の導入についてご説明いたします。資料４をご覧ください。「背景」です。大阪の年平均気温は、20世紀初頭から約２度上昇しており、大雨の頻度が増加するなど、気候変動による影響が既に顕在化しております。

　大阪府では、令和４年３月に「温暖化対策条例」を「気候変動対策条例」に改め、従来の気候変動の緩和対策に加え、気候変動への適応対策を推進しています。

　このような状況を踏まえ、環境影響評価および事後調査に関する技術指針の環境項目に「気候変動適応」を追加するため、調査、予測および評価の手法について検討します。

　以上の内容につきまして、参考資料４の、令和４年６月27日の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針の改定について」により諮問させていただいております。

　続きまして、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の概要について、ご説明いたします。資料４の２をご覧ください。大阪府は、環境影響評価条例第４条第１項の規定により、環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法、方法書、準備書および評価書の作成方法、事後調査の項目、手法などを記載した技術的な指針を策定しています。参考資料３に現行の技術指針も入れておりますので、そちらも参考になさってください。

　事業者はこの技術指針に定めるところにより、地域の概況を把握した上で、事業の種類、規模および内容を考慮して抽出した環境影響要因を踏まえ、表１の環境項目の中から評価項目を選定して、環境影響評価を実施することとしています。

　現行では「生活環境」「自然環境」等の４区分に分かれており、例えば「生活環境」の区分には「大気質」「水質・底質」「地下水」等の環境項目が記載されています。ほかにも「自然環境」「歴史的・文化的環境」「環境負荷等」の区分があり、それぞれに環境項目が含まれています。また、事業者は事業計画の策定に当たって、表２の環境配慮項目について十分な検討を行い、その結果を計画に反映することにより、環境への影響の回避、または低減に努めるものとしています。

　表２の環境配慮項目は、表１で示した「生活環境」等の区分のほかに「基本的事項」と「循環」の２つの区分があり、「周辺土地利用との調和」「改変区域の位置・規模・形状の適正化」などの環境配慮項目が含まれています。

　次に、技術指針に盛り込む分野についてご説明します。３番をご覧ください。国の気候変動適応計画に位置付けられている７分野の69小項目、詳細は参考資料２の１ページ目にありますが、これらのうち技術指針に盛り込むことが適当と考えられる分野を、以下の２つの観点から抽出しました。

①「気候変動影響評価報告書等において、特に重大な影響が認められており、緊急性及び確信度がいずれも高いと評価されている分野」18小項目。

②「気候変動に対応して、事業者が環境保全のために講じるべき措置が存在する分野」６小項目。

　抽出した結果、表３のように「自然災害・沿岸域」の分野から「洪水・内水」「高潮・高波」「土石流・地すべり」等、「健康」「国民生活・都市生活」の分野から「熱中症」「暑熱による生活への影響」等の小項目となりました。

　また、気候変動適応策の導入に併せて、地震・津波への対応の追加を検討していくこととしました。

　次に、対応する事業種等について、４をご覧ください。３で抽出した分野および地震・津波について、対象とする事業種、事業者が講じるべき措置の素案を表４のとおりとしています。

　表４につきまして、一番上の行の左から「分野」「対象とする事業種」「事業者が講じるべき措置」「措置の具体例」を書いております。例えば「洪水・内水」の場合、対象とする事業種は、工場など供給処理施設としています。事業者が講じるべき措置は、化学物質の漏えいによる環境リスクの低減としており、措置の具体例は、化学物質の流出防止、プラントの安全な停止および電源の確保としております。

　「高潮・高波」「土石流・地すべり」等、「熱中症、暑熱による生活への影響」「地震・津波」につきましても、同様に表４にしております。この表４をさらに具体的にしましたのが、次のページの５番「技術指針に盛り込む分野及び内容（素案）」の大きな表となります。

　初めに「洪水・内水」の行をご覧ください。「分野」「対象とする事業種」「事業者が講じるべき措置」につきましては先ほどの表４と同じ内容ですが、「事業計画策定にあたっての環境配慮事項」については、浸水対策、流出防止対策、電力等の喪失への対策としています。そちらの右側「地域概況の把握」については、現在の最大日降水量、ハザードマップの情報、将来の最大日降水量などを把握するとしています。

　最大日降水量については、参考資料２の11ページのような、気候変動適応情報プラットフォーム「Ａ－ＰＬＡＴ」などのＷｅｂＧＩＳ等を利用して把握するとしています。

　ハザードマップにつきましては、参考資料２の７ページにその例を入れておりますが、内水氾濫についてであれば浸水深、洪水についてであれば対象河川名や想定雨量、浸水深等の情報が書かれていますので、こういった情報を把握するとしています。

　「現況調査」につきましては、概況把握の結果に準じるとし、現地調査等は不要としています。

　「予測」につきましては、地域概況の把握の部分にもある、被害想定に応じた対策が計画されているかどうかを定性的に予測するとしています。

　「評価」につきましては、発災時の環境への影響を最小限にとどめるよう配慮されていることとしています。

　次に「高潮・高波」です。この分野につきましては「工場など供給処理施設」と「海面最終処分場」の２種類を対象としていますので、それぞれご説明いたします。

　まず、工場など供給処理施設につきましては、浸水への備えとして、浸水対策、流出防止対策と、電力等の喪失への対策をするとしています。

　「地域概況の把握」については、現在および将来の大阪湾における潮位偏差や、現在のハザードマップの情報などを把握するとしています。

　「現況調査」「予測」「評価」につきましては「洪水・内水」と同様としています。

　次に、海面処分場につきましては、越波の防止として護岸の高さの確保、流出防止対策、電力等の喪失への対策などとしています。

　「地域概況の把握」につきましては、現在および将来の大阪湾における潮位偏差としております。

　こちらも「現況調査」「予測」「評価」につきましては「洪水・内水」と同様としています。

　次に「熱中症、暑熱による生活への影響」につきましては、面整備・建築物などの事業を対象とし、暑熱による影響の緩和を講じるべき措置としています。

　「事業計画策定にあたっての環境配慮事項」につきましては、日射の低減、地表面や施設壁面等の高温化抑制・冷却、空気・人体の冷却等としています。

　続きまして、「地域概況の把握」につきましては、現在と将来の、夏季における日最高気温、日平均気温等と、ＷＢＧＴ（暑さ指数）等としております。

　「現況調査」につきましても、これらの指標としており、「予測」につきましては「ヒートアイランド対策熱負荷計算モデル」による定量的な予測、ＣＡＳＢＥＥの評価項目を参考とした定性的な予測及び対策手法と対策量による定性的な予測としております。

　「評価」につきましては、事業による気温やＷＢＧＴ等への影響を最小限にとどめるよう配慮されていることとしております。

　続きまして、「「地震・津波」につきましては、「事業計画策定にあたっての環境配慮事項」としましては、施設の耐震性能の確保、電力等の喪失への対策等としております。

　また、「地域概況の把握」につきましては、事業計画区域およびその周辺における以下の情報としており、対象とする災害、大阪府地域防災計画等で想定されている地震、南海トラフ巨大地震などとしており、その被害想定、想定する震度、津波浸水深さ、液状化可能性のＰＬ値等としております。

　「現況調査」「予測」「評価」につきましては「洪水・内水」と同様としております。

　また、今回「土石流・地すべり」については、今後、委員の皆さまにご教示いただきながら検討させていただきたいと考えております。

　以上になります。

【勝見会長】

　ありがとうございました。

　ただ今のご説明につきまして、委員の皆さん、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。技術指針の改定ということで、今、情報をまとめていただいているところでございますけれども。

　島村委員、お願いいたします。

【島村委員】

　今回の改定、中身については反対ではないですが、アセスの考え方として、国のアセス法などは、事故時の措置というのは、基本的に環境影響評価の対象外にしてきたと思います。大阪府のアセス条例はそういう、通常、操業に伴う環境影響だけではなく、事故に伴う環境影響もこれまで評価の対象にしてきたのかどうかという質問です。もしそうでない場合には、アセスメント制度が事故を想定したものに変わっていくということなのか、その点ご教示いただければと思います。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　事務局、いかがでしょうか。

【事務局（金城課長補佐）】

　事務局でございます。

　従来、事故あるいは災害を府のアセスメント制度上、内部に含めていたかどうかという点ですが、一般的には含めておりませんでした。今回の取組みですが、事故という見方もあるかと思うのですが、大きくは気候変動という現象によって、アセスの対象事業が周辺環境に与える影響の、前提条件が大きく変わっていく、そこに対応していこうというものでございます。

　よろしいでしょうか。

【島村委員】

　事故に限らず、災害を想定したものも従来からはアセス制度の対象だったと理解すればいいですか。それを、前提条件が変わるので、気候変動への適応も含めて考えようという考え方でよいでしょうか。

【事務局（金城課長補佐）】

　すみません。

　従来、府のアセス制度では、原則として自然災害あるいは事故等にあまり着目しておりませんでした。この点、新たにそこに注目して制度を拡充していこうと府としては考えています。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　ほか、委員の皆さま、いかがでしょうか。よろしいですか。

　ないようでしたら、この議題、今日の段階では特段、ご意見、そのほかにはいただかなかったということではございますが、今、島村委員もおっしゃいましたように、部分的に哲学の違いといいますか、考え方の変更的なものにもなり得るといったこともございますので、委員の皆さま、もしご意見があれば、また事務局のほうにお寄せいただくということで、事務局では、今日ご説明いただいた方針に沿って技術指針の改定案の作成を進めていただくようお願いをしたいと思います。

　金城さん、それでよろしいでしょうか。

【事務局（金城課長補佐）】

　事務局、金城でございます。

　ただ今、島村委員から頂きましたご指摘、非常に重要なことと受け止めました。技術指針の改定に当たり、事業者の方、府民の方にもよく理解いただけるように、丁寧に説明をしてまいりたいと思います。

　それともう１点、追加で申し訳ございません。今回、土石流や地すべりについて整理ができませんでしたが、本日諮問させていただきました土地造成の案件のご審議を進めていただきながら、事務局で検討を始めて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

【勝見会長】

　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

　それでは、議題の３はこれで終了ということでよろしいでしょうか。

　議題の４、その他について、事務局からお願いをいたします。

【事務局（山中総括主査）】

　事務局からは特にありません。

【勝見会長】

　ありがとうございます。

　それでは、予定していた議事は以上ですが、委員の先生方から、ほかに何かございますか。あるいはご質問等ありますでしょうか。

　特にないようでしたら、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。委員の皆さま、事務局の皆さまには、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

　よろしくお願いいたします。

【事務局（奥田課長）】

　環境保全課長の奥田です。

　勝見会長、本日はありがとうございました。また、委員の先生方には活発にご審議いただき、ありがとうございました。今後も委員の皆さま方には、専門部会でのご審議など、検討結果の取りまとめに向けて多大なお時間を頂くことになりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

　また、早速ではございますが、明日から現地調査会を実施しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

　それでは、これにて閉会いたします。本日はありがとうございました。

（午後２時25分　閉会）